

周南市東京圏等在住者移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏等から本市への移住促進を図るために実施する周南市東京圏等在住者移住支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域のうち、別表1に規定する条件不利地域等を除いた区域をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。
- (4) マッチングサイト 山口県が設置、運営する「やまぐち移住就業マッチングサイト」をいう。
- (5) 支給対象法人 法人からの申請に基づき、別表2に規定する要件を全て満たす法人として、山口県がマッチングサイトに登録した法人をいう。
- (6) 専門人材 山口県が行うプロフェッショナル人材事業又は内閣府が行う先導的人材マッチング事業を利用して就業した者をいう。

(対象者要件)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、第5条に規定する申請（以下「申請」という。）のあった日から5年以上継続して本市に居住する意思を持って転入した者であって、申請時において次の各号に掲げる要件を全て満たすもの（以下「補助対象者」という。）とする。

(1) 移住元に関する要件 次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 次の(ア)及び(イ)に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏に居住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、当該通学した期間を移住元としての対象期間に含めることができる。

(ア) 転入する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区に在住し、又は東京圏に在住しつつ東京 23 区への通勤をしていたこと（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）。

(イ) 転入する直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区に在住し、又は東京圏に在住しつつ東京 23 区への通勤をしていたこと（東京 23 区への通勤の期間については、転入の日の 3 月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）。

イ 次の(ア)及び(イ)に掲げる事項の全てに該当すること（アに該当するものを除く。）。ただし、次号ウに該当する場合であって、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県の大学等へ進学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県の企業等へ就職した者については、当該通学した期間を移住元としての対象期間に含めることができる。

(ア) 転入する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住していたこと。

(イ) 転入する直前に、連続して 1 年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住していたこと。

(2) 就業又は創業に関する要件 次のアからウのいずれかに該当すること。

ア 就業（一般）に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が山口県内に所在すること。
- (イ) 就業先が、山口県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している支給対象法人の求人であること。
- (ウ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
- (エ) (イ)に規定する求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (オ) 当該法人に、支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 就業（専門人材）に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が山口県内に所在すること。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ 創業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金（以下「創業補助金」という。）の交付決定を受けていること。
- (イ) 申請時において、創業補助金の交付決定を受けてから 1 年以内であ

ること。

(3) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 補助対象者を含めた第5条に規定する申請書に記載された世帯の構成員（以下「世帯の構成員」という。）に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。
- イ 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ 補助対象者を含めた世帯の構成員が、本市市税を滞納していないこと。
- エ 申請者は（2人以上の世帯の支援金を申請する場合は申請者を含む世帯員いざれも対象とする。）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として本市及び他の自治体が行う同様の支援金の交付を受けていないこと。ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、市長が認める場合を除く。
- オ 補助対象者を含めた世帯の構成員が、移住元において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること（単身世帯を除く。）。
- カ 補助対象者を含めた世帯の構成員が、いざれも申請の際、転入後1年内であること。
- キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（支援金の額等）

第4条 支援金は、予算の範囲内で交付する。

2 支援金の額は、次のとおりとする。

(1) 前条に定める要件を満たし、同条第1号アに該当する場合

単身世帯 60万円

2人以上の世帯 100万円

- (2) 前条に定める要件を満たし、同条第1号イに該当する場合

単身世帯 30万円

2人以上の世帯 50万円

3 補助対象者が申請年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、前項各号の額に18歳未満の者1人につき同項第1号に該当する場合は100万円、同項第2号に該当する場合は50万円を加算する。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を申請しようとする補助対象者は、転入した日から起算して1年に到達する日までの間に、周南市東京圏等在住者移住支援金支給申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 転入後の住民票の写し（2人以上の世帯向けの申請をする場合にあっては、補助対象者を含む世帯の構成員全員分）

(2) 就業証明書（別記様式第2号）又は創業補助金の交付決定通知書の写し

(3) 戸籍の附票の写し等、転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、移住元に居住していたことが確認できる書類

(4) 住民票の写し（除票）等、補助対象者及び世帯の構成員が移住元で同一世帯であったことが分かる書類（単身世帯は除く。）

(5) 市税の滞納がないことを証する書類（2人以上の世帯向けの申請をする場合にあっては、補助対象者を含む世帯の構成員全員分）

(6) 離職証明書等、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類（東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた者に限る。）

(7) 卒業証明書等、通学期間及び卒業校を確認できる書類（大学等に通学した期間を移住元としての対象期間に含める者に限る。）

(8) 運転免許証等、本人確認ができる書類の写し

(9) 前8号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(支援金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請書の提出があった日から14日以内に支援金の交付決定を行い、周南市東京圏等在住者移住支援金交付決定通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 支援金は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）からの周南市東京圏等在住者移住支援金交付請求書（別記様式第4号）の提出による請求に基づき交付するものとする。

(報告及び是正のための措置)

第8条 交付決定者は、第6条の規定による交付決定を受けた日から5年を経過する日又は次条の規定による交付決定の取消しを受けた日までの間、住所、勤務先その他必要な事項を、毎年別に定める日までに、周南市東京圏等在住者移住支援金現況届（別記様式第5号）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、当該事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、補助対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

(支援金の交付決定の取消し及び返還命令)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる返還金の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、周南市東京圏等在住者移住支援金返還請求書（別記様式第6号）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、交付決定

者の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 偽り又は不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- イ 前条の規定に基づく求めに応じなかつたとき。
- ウ 申請のあった日から3年を経過せずに市外へ転出（市外で1年以内の研修等の後、市内の就業先で勤務することが確実であると認められる場合を除く。次号において同じ。）したとき。
- エ 申請のあった日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき。
- オ 創業補助金の交付決定を取り消されたとき。

(2) 半額の返還 申請のあった日から3年以上5年以内に市外に転出したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月3日から施行し、令和元年8月7日から適用する。

附 則（令和2年3月1日要綱第16号）

- 1 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年8月21日要綱第107号）

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和4年2月25日要綱第11号）

この要綱は、令和4年2月25日から施行する。

附 則（令和4年3月31日要綱第56号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月1日要綱第80号）

- この要綱は、令和5年8月1日から施行する。
- 改正後の第3条第3号及び第4号、第4条第3項並びに第5条の規定は、令和5年6月23日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年7月5日要綱第93号）

この要綱は、令和6年7月5日から施行し、改正後の周南市東京圏等在住者移住支援金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年10月15日要綱第112号）

- この要綱は、令和6年10月15日から施行する。
- 改正後の周南市東京圏等在住者移住支援金交付要綱第3条第1号イに規定する広島県又は福岡県から転入する者については、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以降に転入した場合について適用し、施行日前に転入した場合については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日要綱第68号）

- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- この要綱による改正後の周南市東京圏等在住者移住支援金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

別表1（第2条関係）

都県名	条件不利地域等							
東京都	檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村							
埼玉県	秩父市 飯能市 本庄市 越生町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父村 神川町							
千葉県	銚子市 館山市 旭市 勝浦市 鴨川市 富津市 いすみ市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 栄町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町							
神奈川県	三浦市 山北町 箱根町 真鶴町 湯河原町 清川村							

別表2（第2条関係）

支給対象法人の要件

- (1) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
- (2) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金おおむね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。
- (3) みなし大企業（上記(2)の法人がいわゆる親会社である法人を除く。）でないこと。
- (4) 本店所在地が東京圏にある法人（勤務地限定型社員（山口県内を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）でないこと。
- (5) 雇用保険の適用事業主であること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- (7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- (8) 山口県の総合計画「やまぐち維新プラン」の推進に資すること。